

住宅リフォーム資金補助

市民のみなさんが市内の施工業者または設計業者に発注して、住宅のリフォームをする場合に、その経費の一部を補助する「住宅リフォーム資金補助事業」を行います。

今年は、**前期・後期の2回に分けて申込みを受け付けます。**

申込み

前期・後期共に見積書と市税の完納証明書（税務課で発行）を添えて、建築指導課に申請してください。

前期

2018年4月10日（火曜日）から（募集は終了しました）（注意）予算額に達したため、受付は終了しました
 （注意）予算（150万円）の範囲内で先着順（募集は終了しました）

（注意）2018年4月10日（火曜日）は市役所第二庁舎1階第5会議室、2018年4月11日（水曜日）以降は第二庁舎1階建築指導課窓口で受け付け

後期

2018年9月11日（火曜日）から
 （注意）予算(110万円)の範囲内で先着順

申込資格

つぎの要件にすべて該当する人

1. 市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住していること
2. 申込日時点で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納していないこと
3. 市のほかの助成制度による補助対象工事以外であること
4. 対象住宅が過去に、この資金補助を受けていないこと

補助対象

工事および設計費が20万円以上(消費税別)で、4月1日以降に着工・着手し、2019年2月28日までに完了する工事および設計（下記参照）
 （注意）工事・設計が既に完了しているものは対象になりません。

補助金額

工事および設計費の5%に相当する額(1000円未満切捨て)

- 上限10万円
- 予算の範囲内で先着順

過去3年間の申請状況

過去3年間の申請状況は下記のとおりです。予算の範囲内で先着順になりますので、申請の際はお早めをお願いします。

過去3年間の申請状況の明細

年度	区分	予算額	申請件数	申請補助額	申請工事費 (税込)	申請開始日 申請終了日
平成27年度	前期	150万円	19件	150万円	4,574万円	2015年4月10日 2015年4月13日
	後期	100万円	16件	100万円	2,366万円	2015年9月2日 2015年10月1日
	合計	250万円	35件	250万円	6,940万円	該当なし

年度	区分	予算額	申請件数	申請補助額	申請工事費 (税込)	申請開始日 申請終了日
平成28年度	前期	150万円	21件	149万8千円	4,089万円	2016年4月11日 2016年5月25日
	後期	100万円	14件	100万円	2,469万円	2016年9月1日 2016年9月1日
	合計	250万円	35件	249万8千円	6,558万円	該当なし
平成29年度	前期	150万円	24件	150万円	3,629万円	2017年4月11日 2017年4月17日
	後期	100万円	13件	100万円	3,736万円	2017年9月12日 2017年9月12日
	合計	250万円	37件	250万円	7,365万円	該当なし

補助対象となる工事・設計

改築工事

住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事

増築工事

住宅部分の床面積を増加させる工事

修繕・模様替え

住宅本体の修繕、模様替え

設備工事

台所、浴室、洗面所、暖房設備、給湯機設備、省エネルギー設備

公共下水道への接続工事

宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事

- 平成26年度から、太陽光発電システム設置に対する補助は、環境課で対応します。

太陽光発電システム設置に対する補助

- 工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。
また、住宅の耐震診断・耐震補強工事は、下記リンクの補助制度で対応します。

[既存建築物耐震診断及び耐震改修補助金制度](#)

この記事に関するお問い合わせ先

建築指導課

〒340-0192

埼玉県幸手市東4-6-8

電話 0480-43-1111 内線572 ファックス 0480-43-7656

更新日：2018年04月01日